

議案第 20 号

羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例

羽生市公共下水道条例（昭和 58 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(工事指定店指定証)</p> <p>第 6 条の 10 市長は、工事指定店として指定を行った排水設備工事の事業を行う者に対し<u>規則</u>で定める排水設備工事指定店指定証（以下「工事指定店証」という。）を交付する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の検査をした場合において、市長は、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し<u>検査済証</u>を交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、</p>	<p>(工事指定店指定証)</p> <p>第 6 条の 10 市長は、工事指定店として指定を行った排水設備工事の事業を行う者に対し、<u>規則</u>で定める排水設備工事指定店指定証（以下「工事指定店証」という。）を交付する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の検査をした場合において、市長は、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、<u>検査済証</u>を交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、</p>

次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する排水基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し当該下水が当該公共下水道から公共水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令（以下「省令」という。）により、又は同法第3条第3項の規定に基づき、埼玉県の排水基準を定める条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

（除害施設の設置等）

第9条（略）

2 前項の規定は、規則で定める項目に関し規則で定める量の下水を排除する使用者については、適用しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第10条（略）

2（略）

3 前2項の規定は、規則で定める項目に関し規則で定める量の下水を排除する使用者については、適用しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（改善命令）

次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する排水基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道から公共水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令（以下省令という。）により、又は同法第3条第3項の規定に基づき、埼玉県の排水基準を定める条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

（除害施設の設置等）

第9条（略）

2 前項の規定は、規則で定める項目に関し、規則で定める量の下水を排除する使用者については、適用しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第10条（略）

2（略）

3 前2項の規定は、規則で定める項目に関し、規則で定める量の下水を排除する使用者については、適用しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（改善命令）

第17条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

別表3（第15条関係）

基本使用料（2か月につき）			超過使用料（2か月につき）	
用途	汚水排除量	料金	汚水排除量	料金（1立方メートル当たり）
一般 汚水	20 立方 メー トル まで	2,400 円	20立 方メー トルを 超え40 立方メ ートル まで	125 円
			40立 方メー トルを 超え60 立方メ ートル まで	145 円
			60立 方メー トルを 超え100 立方メ ートル まで	160 円
			100 立方メ ートル を超え 200	175 円

第17条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

別表3（第15条関係）

基本使用料（2か月につき）			超過使用料（2か月につき）	
用途	汚水排除量	料金	汚水排除量	料金（1立方メートル当たり）
一般 汚水	20 立方 メー トル まで	2,000 円	20立 方メー トルを 超え40 立方メ ートル まで	110 円
			40立 方メー トルを 超え60 立方メ ートル まで	125 円
			60立 方メー トルを 超え100 立方メ ートル まで	135 円
			100 立方メ ートル を超え 200	150 円

			立方メートルまで	200	190				立方メートルまで	200	165
			立方メートルを超え		円				立方メートルを超え		円
			400立方メートルまで	400	210				400立方メートルまで	400	180
			立方メートルを超え		円				立方メートルを超え		円
			1,000立方メートルまで	1,000	230				1,000立方メートルまで	1,000	200
			立方メートルを超え		円				立方メートルを超え		円
			るもの						るもの		
公衆浴場汚水	200立方メートルまで	9,600円	200立方メートルを超え	50円		公衆浴場汚水	200立方メートルまで	8,000円	200立方メートルを超え	40円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に徴収する下水道使用料のうち、その算定の基礎となる使用期間に令和8年12月31日以前の日を含むものの下水道使用料の算定については、なお従前の例による。

令和8年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明